

# 政策会議組織運営規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第50条の規定に基づき、政策会議の運営に関し必要な事項を定める。

(政策会議の設置)

第2条 本協会は、会長の業務執行のうち特に重要なものに関して審議する会議体として、理事会の決議に基づき、政策会議を設置する。

(政策会議の構成及び権限)

第3条 政策会議は、会長、専務理事、事務総長で構成する。なお、会長は案件ごとに、技術委員会、女子委員会及び審判委員会の3委員長並びに理事及び事務局の責任者等を指名して、政策会議に出席させることができる。

(政策会議の開催)

第4条 政策会議は、原則として週1回開催し、また、必要に応じその都度開催する。

2 政策会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長に事故あるときは、専務理事がこれにあたる。

(改正)

第5条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第6条 本規則は、2024年3月23日から施行する。